

(証券コード 7640)  
2022年12月28日

株 主 各 位

新潟県新潟市西区小針4丁目9番1号  
**株式会社 トップカルチャー**  
代表取締役社長 清 水 大 輔

## 第38回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第38回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、適切な感染防止策を実施のうえ開催いたしますが、株主の皆様におかれましても、健康状態にかかわらず、感染リスクを回避するため、当日のご出席に代えて、書面による事前の議決権行使をお願いするとともに、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に各議案への賛否をご表示いただき、2023年1月18日（水曜日）午後6時までにご到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2023年1月19日（木曜日）午前10時  
（受付開始） 同 日 午前9時
2. 場 所 新潟県新潟市中央区万代5丁目11番20号  
ANAクラウンプラザホテル新潟3階「飛翔の間」  
（末尾の会場ご案内略図をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項
  - 1 第38期（2021年11月1日から2022年10月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  - 2 第38期（2021年11月1日から2022年10月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
  - 第1号議案 定款一部変更の件
  - 第2号議案 取締役8名選任の件
  - 第3号議案 監査役1名選任の件
  - 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
  - 第5号議案 会計監査人選任の件

以 上

### ＜株主さまへのご連絡＞

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、紙資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、会社の新株予約権等に関する事項、連結注記表、個別注記表につきましては、法令及び定款に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.topculture.co.jp/ir/>）に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.topculture.co.jp/ir/>）に掲載いたします。

### ＜新型コロナウイルスの感染拡大防止対策へのご協力のお願い＞

- ◎新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、可能な限り書面による議決権の事前行使をお願いするとともに、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。
- ◎当日ご来場される株主さまにおかれましては、マスクをご持参・着用のうえ、受付において検温及びアルコール消毒のご協力をお願い申し上げます。
- ◎発熱等の体調不良がみられる場合や、マスク着用・消毒等の感染拡大防止対策へのご協力を得られない場合は、入場をご遠慮いただきますので、あらかじめご了承ください。
- ◎株主総会会場では、感染拡大防止の観点から、例年より間隔をあけた座席配置とするため、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ◎株主総会に出席する役員及び運営スタッフは、検温含め体調を確認のうえ、マスク着用にて応対させていただきます。
- ◎本株主総会においては、感染リスク低減を目的に、議場での報告事項及び決議事項議案の詳細な説明は省略し、時間を短縮して議事進行を予定しております。
- ◎株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、上記の対応を変更する場合がございます。運営に関して変更等が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.topculture.co.jp/ir/>）においてお知らせいたしますので、ご出席の際はご確認くださいませようお願い申し上げます。
- ◎ご出席の株主様向けのお土産のご用意はございませんので、あらかじめご了承ください。

# 事 業 報 告

(自 2021年11月1日)  
(至 2022年10月31日)

## I 企業集団の現況

### 1. 事業の経過及びその成果

第38期における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、まん延防止等重点措置や緊急事態宣言が断続的に発令され、経済活動が制限される厳しい状況が続きましたが、ワクチン接種の促進等継続した感染拡大防止の下で、様々な緩和策が段階的に実施されていきました。特に全国的に国内外からの旅行客増加等で人流も回復基調となり、明るい兆しが見えてきております。一方で、世界情勢の緊迫により、エネルギー価格、食物価格、その他原材料価格などの世界的高騰が発生し、多くの企業活動の足かせとなっております。この円安、エネルギー価格高騰の収束は見えておらず、引き続き国内経済においては厳しい経済環境が続くものと思われまます。

このような状況のもと、当社グループは中期経営計画（2021年10月期～2023年10月期）の2年目にあたる第38期において、中期経営計画の基本戦略である暮らしの基本である「衣・食・住」に「楽・学・遊」を加えた日常的エンターテイメントを提供する「蔦屋書店／T S U T A Y A」のリモデル化と収益力の強化を実施してまいりました。

市場が縮小するレンタル事業においては、2023年10月までの完全撤退に向け随時事業転換に注力し、事業転換後のスペース活用として、コワーキングスペース事業「SHARE LOUNGE」の展開や、特撰雑貨文具ジャンルの拡大に加え、コラボレーションによる付加価値商品の提供、シナジー効果を高めるリーシングの強化を推進しております。2022年2月には、蔦屋書店ベルパルレ寺尾店に県内初となるARスポーツが体験できる「HADO（ハドー）」をオープンし、新たなエンターテイメントが体験できるスペースを提供いたしました。また、トップカルチャーで展開するゲーム・リサイクル事業を子会社である株式会社トップボックスのゲーム・リサイクル事業「ふるいちトップボックス」へ順次切り替えを行い、2022年6月末より開始し12店舗の切り替えが完了いたしました。これにより、トップボックスの売上は好調に推移し全体の売上伸長に大きく貢献しております。

書籍事業の収益力の改善については、書籍粗利率35%を目標に掲げ、委託販売から買い取り販売へ移行し、顧客データからのAI発注へ、売り切る店舗運営へ、魅力的な商品開発を進め在庫圧縮と商品回転率の向上を継続推進しております。また、コスト面においても効率化を進め、社内のDX化による在庫管理・セルフレジ導入の充実により運営コストの削減を続けております。しかしながら、想定を上回る電気料金等光熱費の高騰が大きく影響いたしました。

店舗状況におきましては、新潟県、長野県、東京都にありました4店舗を契約満了に伴い営業終了し、蔦屋書店佐久小諸店（古本市場トップブックス佐久小諸店含む）を、長野県最大級となる蔦屋書店佐久平店（長野県佐久市）として2022年9月30日に移転オープンし、店舗数は64店舗、子会社運営の13店舗を加えるとグループ全体では77店舗となりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高20,905百万円（前年同期26,407百万円）、営業損失154百万円（前年同期 営業利益356百万円）、経常損失187百万円（前年同期 経常利益276百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失272百万円（前年同期 親会社株主に帰属する当期純損失1,939百万円）となりました。

売上面につきましては、大手メーカーとのコラボ企画販売や地域特産品の販売等は好調でした。一方で、新型コロナウイルス感染拡大防止のための時短営業を継続する中で、本年1月からのオミクロン株感染拡大に伴う「まん延防止等重点措置」が当社店舗所在の大半のエリアで適用されたことや、「収益認識に関する会計基準」の適用もあり、当連結会計年度の売上高は20,905百万円（前年同期26,407百万円）となりました。

利益面につきましては、自動発注システムの構築と徹底した商品・在庫管理による粗利の改善や、セルフレジの利用促進及び店舗オペレーションの更なる見直しを行い、販管費の削減に努めました。一方で各種資源価格が高騰した結果、光熱費も上昇し、営業損失154百万円（前年同期 営業利益356百万円）、経常損失187百万円（前年同期 経常利益276百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失272百万円（前年同期 親会社株主に帰属する当期純損失1,939百万円）となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっているため、対前期増減額及び対前期増減率は記載しておりません。詳細につきましては、「連結注記表（会計方針の変更に関する注記）」に記載のとおりであります。

当連結会計年度の出店・閉店・改装店の状況

<p>出店（13店）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 蔦屋書店事業部門</li> <li>蔦屋書店佐久平店（長野県/2022年9月出店）</li> <li>・ その他</li> <li>ふるいちトップブックス港北ミナモ店（神奈川県/2022年6月出店）</li> <li>ふるいちトップブックス本庄早稲田店（埼玉県/2022年7月出店）</li> <li>ふるいちトップブックス東松山店（埼玉県/2022年7月出店）</li> <li>ふるいちトップブックスアクロスプラザ富沢西店（宮城県/2022年7月出店）</li> <li>ふるいちトップブックス前橋みなみモール店（群馬県/2022年8月出店）</li> <li>ふるいちトップブックスフォレオ菖蒲店（埼玉県/2022年8月出店）</li> <li>ふるいちトップブックス龍ヶ崎店（茨城県/2022年9月出店）</li> <li>ふるいちトップブックス新発田店（新潟県/2022年9月出店）</li> <li>ふるいちトップブックス佐久平店（長野県/2022年9月出店）</li> <li>ふるいちトップブックスMORIOKA店（岩手県/2022年10月出店）</li> <li>ふるいちトップブックス川島インター店（埼玉県/2022年10月出店）</li> <li>ふるいちトップブックスひたちなか店（茨城県/2022年10月出店）</li> </ul>
<p>閉店（6店）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 蔦屋書店事業部門</li> <li>T S U T A Y A 東大島店（東京都/2022年1月）</li> <li>T S U T A Y A 船堀店（東京都/2022年6月）</li> <li>蔦屋書店豊科店（長野県/2022年7月）</li> <li>蔦屋書店南笹口店（新潟県/2022年7月）</li> <li>蔦屋書店佐久小諸店（長野県/2022年9月）</li> <li>・ その他</li> <li>古本市場トップブックス佐久小諸店（長野県/2022年9月）</li> </ul>

事業別の業況は次のとおりです。

なお、各セグメントの業績値につきましては、セグメント間の内部取引高を含めております。

**【蔦屋書店事業】**

同事業の売上高は20,467百万円（前年同期25,727百万円）となりました。主力商品の売上高は、書籍12,527百万円（前年同期15,067百万円）、特撰雑貨・文具3,114百万円（前年同期3,853百万円）、レンタル1,354百万円（前年同期1,926百万円）、ゲーム・リサイクル808百万円（前年同期1,104百万円）、賃貸不動産収入599百万円（前年同期575百万円）、販売用CD482百万円（前年同期753百万円）、販売用DVD326百万円（前年同期469百万円）となりました。

**【スポーツ関連事業】**

同事業の当連結会計年度の業績は、売上高202百万円（前年同期 209百万円）となりました。

**【訪問看護事業】**

同事業の当連結会計年度の業績は、売上高116百万円（前年同期106百万円）となりました。事業所も5か所となり、利用者も順調に増加しました。

**【その他】**

中古買取販売事業の当連結会計年度の業績は、売上高135百万円（前年同期380百万円）となっております。

## 2. 商品別売上高の状況

(単位：百万円)

区分		第 37 期 (自 2020年11月1日 至 2021年10月31日)		第 38 期 (自 2021年11月1日 至 2022年10月31日)	
		金 額	構成比	金 額	構成比
蔦屋書店 事業	書 籍	15,067	57.0	12,527	59.9
	特 撰 雑 貨 ・ 文 具	3,853	14.6	3,114	14.9
	レ ン タ ル	1,926	7.3	1,354	6.5
	ゲ ー ム ・ リ サ イ ク ル	1,104	4.2	808	3.9
	賃 貸 不 動 産 収 入	575	2.2	599	2.8
	販 売 用 C D	753	2.9	482	2.3
	販 売 用 D V D	469	1.8	326	1.5
	そ の 他	1,976	7.4	1,253	6.0
	セグメント間の 内部売上高又は振替高	—	—	—	—
計	25,727	97.4	20,467	97.8	
スポーツ 関連事業	外部顧客に対する売上高	193	0.7	186	0.9
	セグメント間の 内部売上高又は振替高	16	0.1	16	0.1
	計	209	0.8	202	1.0
訪問看護 事業	外部顧客に対する売上高	106	0.4	116	0.6
	セグメント間の 内部売上高又は振替高	—	—	—	—
	計	106	0.4	116	0.6
その他	外部顧客に対する売上高	380	1.4	135	0.6
	セグメント間の 内部売上高又は振替高	—	—	—	—
	計	380	1.4	135	0.6
合 計		26,423	100.0	20,921	100.0

- (注) 1. セグメント間の内部取引高を含めて表示しております。  
 2. 蔦屋書店事業の「その他」は、図書カード他であります。  
 3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係るセグメント情報は、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。  
 また、前連結会計年度と収益の会計処理が異なることから、前連結会計年度との前年同期比(%)については記載を省略しております。

## 3. 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資については、蔦屋書店事業において、営業基盤の拡充を図るため、新規店1店舗の出店を行いました。その結果、当連結会計年度の設備投資額(敷金・保証金の差入額等を含む)は549百万円となりました。

#### 4. 資金調達状況

当連結会計年度の資金調達については、運転資金及び設備投資資金を目的として長期借入金600百万円、短期借入金1,200百万円の資金調達を行いました。

#### 5. 対処すべき課題と次期の見通し

今後のわが国の経済状況は、旅行支援事業やイベント開催条件の緩和など、アフターコロナに向けた経済回復の機運が高まっております。しかし、再び感染状況が悪化すれば、緊急事態宣言の再発令も想定され、先行きを見通すことが大変困難な状況にあります。また、燃料価格の高騰による光熱費の上昇についても継続することが想定され、引き続き厳しい経済状況が続くものと思われまます。

このような状況の下、第39期は中期経営計画の最終年度となり、当社グループでは「新しい“蔦屋書店／TSUTAYA”へのチャレンジ～新たな収益モデルの創出～」の基本方針を実現してまいります。レンタル事業からの完全撤退と事業転換を進め、ライフスタイルの進化に適した日常的エンターテインメントを提供する“蔦屋書店／TSUTAYA”のリモデル化を推進してまいります。また、1,000坪～1,500坪の大型複合店舗の新規出店2店舗を実現し、店舗構造改革による収益性の向上とトップラインの成長を目指す方針です。また、持続可能な社会の実現に向けたSDGs経営に向け、グループを挙げた事業（店舗運営事業、スポーツ関連事業、訪問看護事業等）の拡大により地域社会に貢献してまいります。

次期の連結業績見通しにつきましては、前述した事業転換を実行するにあたり、大幅な店舗改革及び業態変化を行うことを計画しており、現時点では合理的な数値の算出が困難であるため、未定といたしました。合理的な予想が可能となった時点で皆様にお知らせいたしますので、ご理解の程、よろしくお願い申し上げます。



## 6. 財産及び損益の状況の推移

### (1) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区分	第 35 期 (2019年10月期)	第 36 期 (2020年10月期)	第 37 期 (2021年10月期)	第 38 期 (当連結会計年度) (2022年10月期)
売上高	31,185	30,127	26,407	20,905
経常利益又は 経常損失(△)	154	476	276	△187
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	135	371	△1,939	△272
1株当たり 当期純利益又は 1株当たり 当期純損失(△)(円)	11.25	30.73	△160.52	△22.58
総資産	21,528	20,182	18,325	18,178
純資産	3,273	3,646	3,809	3,401

### (2) 当社の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区分	第 35 期 (2019年10月期)	第 36 期 (2020年10月期)	第 37 期 (2021年10月期)	第38期(当期) (2022年10月期)
売上高	30,537	29,453	25,727	20,467
経常利益又は 経常損失(△)	167	456	257	△199
当期純利益又は 当期純損失(△)	150	354	△1,953	△279
1株当たり 当期純利益又は 1株当たり 当期純損失(△)(円)	12.44	29.31	△161.69	△23.16
総資産	21,549	20,088	18,208	18,064
純資産	3,275	3,629	3,775	3,360

## 7. 重要な親会社及び子会社の状況

### (1) 親会社との関係

該当事項はありません。

### (2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金 千円	当社の 議決権比率 %	主要な事業内容
株式会社グランセナフットボールクラブ	45,000	97.7	サッカークラブ及びサッカースクールの運営並びにスポーツ施設の企画・運営
株式会社ワグルススタッフサービス	35,000	94.3	精神疾患・認知症を中心とした訪問看護
株式会社トップブックス	75,000	65.0	中古書籍・CD・DVD・ゲーム等の売買

(注) 当社の連結対象子会社には上記3社が該当します。

## 8. 主要な事業内容 (2022年10月31日現在)

当社の企業集団は、当社及び連結対象子会社3社で構成されております。

### 【蔦屋書店事業】

当社は、書籍・文具の販売及び音楽・映像ソフト等の販売並びにレンタルを主な事業内容とし、さらに各事業に関連するその他のサービス等を含め、日常生活に密着したエンターテインメントの提供を行う大型複合店舗「蔦屋書店」を中心として展開しております。

### 【スポーツ関連事業】

当社の子会社である株式会社グランセナフットボールクラブは、サッカークラブとサッカースクールの運営及びスポーツ施設の企画・運営等を主な事業内容としております。

### 【訪問看護事業】

当社の子会社である株式会社ワグルススタッフサービスは、脳とこころの訪問看護ステーションを開業し、精神疾患・認知症を中心とした訪問看護事業を行っております。

### 【その他】

当社の子会社である株式会社トップブックスは、中古書籍・音楽・映像ソフト及びゲーム等の売買を主な事業内容としており、「古本市場トップブックス」及び「ふるいちトップブックス」の店舗展開を行っております。

9. 主要な事業所（2022年10月31日現在）

(1) 当社（64店舗）

本社		新潟県新潟市西区小針4丁目9番1号
店舗		
新潟県 (22店舗)	新潟中央インター店、小針店、長岡新保店、ベルパルレ寺尾店、佐渡佐和田店、県央店、アクロスプラザ美沢店、長岡古正寺店、六日町店、新発田店、柏崎岩上店、新潟万代、小出店、新津店、竹尾インター店、上越インター店、河渡店、マーケットシティ白根店、新通店、横越バイパス店、長岡花園店、高田西店	
長野県 (11店舗)	諏訪中洲店、長野徳間店、上田大屋店、長野川中島店、佐久平店、佐久野沢店、上田しおだ野店、大町店、須坂店、中野店、千曲屋代店	
神奈川県 (4店舗)	港北ミナモト店、青葉奈良店、厚木下依知店、大和下鶴間店	
東京都 (8店舗)	多摩永山店、八王子みなみ野店、南大沢店、八王子檜原店、稲城若葉台店、亀有店、府中駅前店、練馬春日町店	
群馬県 (6店舗)	前橋みなみモール店、伊勢崎平和町店、伊勢崎茂呂店、太田店、前橋吉岡店、伊勢崎宮子店	
埼玉県 (6店舗)	熊谷店、滑川店、川島インター店、フォレオ菖蒲店、本庄早稲田店、東松山店	
静岡県 (2店舗)	静岡本店、静岡平和町店	
茨城県 (2店舗)	ひたちなか店、龍ヶ崎店	
宮城県 (2店舗)	仙台泉店、アクロスプラザ富沢西店	
岩手県 (1店舗)	MORIOKA TSUTAYA	

(2) 株式会社 トップブックス（13店舗）

本社		新潟県新潟市西区
店舗		
新潟県 (2店舗)	新津店、新発田店	
長野県 (1店舗)	佐久平店	
神奈川県 (1店舗)	港北ミナモト店	
群馬県 (1店舗)	前橋みなみモール店	
埼玉県 (4店舗)	本庄早稲田店、東松山店、フォレオ菖蒲店、川島インター店	
茨城県 (2店舗)	龍ヶ崎店、ひたちなか店	
宮城県 (1店舗)	アクロスプラザ富沢西店	
岩手県 (1店舗)	MORIOKA	

- (3) 株式会社グランセナフットボールクラブ  
 本社及びサッカースタジアム 新潟県新潟市西区
- (4) 株式会社ワージェルススタッフサービス (5事業所)

本社		新潟県新潟市西区
事業所		
新潟県 (4事業所)	訪問看護ステーション万代、長岡、西新潟、新発田	
長野県 (1事業所)	訪問看護ステーション佐久平	

## 10. 従業員の状況 (2022年10月31日現在)

### (1) 企業集団の従業員の状況

事業の部門等の名称	従業員数	前期末比増減数
蔦屋書店事業	179名 (313名)	20名減 (56名減)
その他		
グランセナフットボールクラブ部門	13名 (4名)	±0名 (±0名)
ワージェルススタッフサービス部門	11名 (2名)	6名増 (1名減)
古本市場トップブックス部門	4名 (6名)	±0名 (1名減)
合計	207名 (325名)	14名減 (58名減)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員 (1日8時間換算による) を ( ) 外数で記載しております。  
 2. 連結子会社の事務業務等は、全て当社が受託し行っております。

### (2) 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
179名 (313名)	20名減 (56名減)	40.0才	14.9年

- (注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員 (1日8時間換算による) を ( ) 外数で記載しております。

## 11. 主要な借入先 (2022年10月31日現在)

借入先	借入額
株式会社第四北越銀行	3,133,040 <sup>千円</sup>
新潟県信用農業協同組合連合会	1,028,510
株式会社日本政策投資銀行	750,000
株式会社三井住友銀行	472,582
株式会社三菱UFJ銀行	422,504

## II 会社の状況 (2022年10月31日現在)

### 1. 株式の状況

- (1) 発行可能株式総数 33,493,000株
- (2) 発行済株式の総数 12,105,520株 (自己株式603,480株を除く)  
(内訳)
- ① 普通株式 12,688,000株
- ② A種優先株式 15,000株
- ③ B種優先株式 6,000株
- (3) 株主数
- ① 普通株式 8,284名
- ② A種優先株式 2名
- ③ B種優先株式 1名
- (4) 単元株式数
- ① 普通株式 100株
- ② A種優先株式 1株
- ③ B種優先株式 1株
- (5) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 ヒ ー ズ	普通株式 2,623,098 株	21.67%
カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社	普通株式 2,416,904 B種優先株式 6,000	20.01
清 水 秀 雄	普通株式 684,500	5.65
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	普通株式 662,300	5.47
清 水 大 輔	普通株式 294,900	2.44
BNP PARIBAS SINGAPORE/ 2S/JASDEC/CLIENT ASSET	普通株式 194,100	1.60
株 式 会 社 第 四 北 越 銀 行	普通株式 164,000	1.35
ト ッ プ カ ル チ ャ ー 従 業 員 持 株 会	普通株式 155,712	1.29
株 式 会 社 本 間 組	普通株式 102,000	0.84
株 式 会 社 証 券 ジ ャ パ ン	普通株式 89,100	0.74

(注) 持株比率は、自己株式 (603,480株) を控除して計算しております。

- (6) その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## 2. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況

役職	氏名	担当又は重要な兼職の状況
代表取締役 会長 CEO	清水 秀 雄	株式会社トップブックス取締役 株式会社グランセナフットボールクラブ取締役 株式会社ワグルスタッフサービス 代表取締役社長兼CEO
代表取締役 社長 COO	清水 大 輔	営業本部長 株式会社D a I 代表取締役社長 株式会社ワグルスタッフサービス取締役
取締役 財務部長 CFO	吉 田 勝 一	管理部長 株式会社グランセナフットボールクラブ取締役
取締 役	小 林 学	営業本部 関東中部地区統括店長
取締 役	水 島 新 吉	営業本部 北信越東北地区統括店長 株式会社トップブックス取締役
取締 役	阿 部 智 幸	営業本部 運営担当部長 株式会社トップブックス代表取締役社長
取締 役	笹 川 菜 央	人事部長 株式会社ワグルスタッフサービス取締役 株式会社トップブックス監査役
取締 役	梅 谷 知 宏	カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社 GLOBAL business company カンパニー社長 株式会社MPD取締役
取締 役	中 村 崇	弁護士 弁護士法人中村・大城国際法律事務所代表弁護士
取締 役	間 野 義 之	早稲田大学スポーツ科学学術院教授 早稲田大学スポーツビジネス研究所所長 大阪成蹊大学スポーツイノベーション研究所上席研究員
常勤監査役	遠 海 武 則	株式会社グランセナフットボールクラブ監査役 株式会社ワグルスタッフサービス監査役
監 査 役	山 田 剛 志	弁護士 成城大学法学部教授 弁護士法人日新法律事務所代表弁護士
監 査 役	西 村 裕	公認会計士 税理士 総合会計事務所マネジメント・サポート代表 有限会社マネジメント・サポート代表取締役

- (注) 1. 取締役梅谷知宏氏、中村崇氏及び間野義之氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
2. 監査役山田剛志氏及び西村裕氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
3. 2022年1月14日開催の第37回定時株主総会の終結の時をもって、増田宗昭氏は任期満了により取締役を退任いたしました。
4. 2022年1月14日開催の第37回定時株主総会において、梅谷知宏氏及び間野義之氏は新たに取締役に選任され、就任いたしました。
5. 当社は、取締役中村崇氏及び取締役間野義之氏、監査役山田剛志氏及び監査役西村裕氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 監査役西村裕氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第427条第1項の規定に基づき、各社外取締役及び各社外監査役と同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約について

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その内容は次のとおりであります。

### ①被保険者の範囲

当社並びに当社の子会社の取締役、監査役、執行役員、管理職従業員、社外派遣役員及び退任役員

### ②被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は、当社が9割、各役員等が1割を負担しております。

### ③填補対象となる保険事故の概要

被保険者個人が会社の役員等としての業務につき行った行為に起因して、損害賠償請求がなされたことにより役員個人が被る損害

### ④役員等の職務の執行の適正性が損なわれなくするための措置

当該保険契約では、填補する額について限度額を設けること等により、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれなくするための措置を講じております。

## (4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

### ①取締役及び監査役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2000年1月18日開催の定時株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、2021年2月18日開催の取締役にて、役員報酬規程及び取締役の個人別の報酬等に係る決定方針を決議しております。

### ②決定方針の内容の概要

当社は、経営内容、経済情勢等を勘案したものとし、個々に取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

各取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬のみとし、株主総会で決議された報酬額の限度の枠内で、当社取締役会で承認された役員報酬規程及び取締役の個人別の報酬等に係る決定方針に基づき、代表取締役会長CEO清水秀雄が取締役の個人別の報酬等の具体的内容を決定しております。権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役会長CEOが最も適していると判断したためです。

また、当社では役員持株会制度により自社株の取得を進めており、当社の役員は株主の皆様と同じ視点で、会社の持続的な成長を目指しております。

尚、取締役報酬制度として、株主総会での承認を得て過去3回に渡り「株式報酬型ストックオプション（行使価格を1円に設定した新株予約権）」を導入しました。当該ストックオプションは、当時の取締役を割当対象とし、原則取締役在任期間中は権利行使ができないという条件のもとに設定されましたが、代表取締役を除き、対象の取締役全員が任期満了等により既に退任し権利を行使しております。代表取締役を除く現在の取締役に対しては、業績連動型報酬は導入しておりませんので、当社に最適な報酬制度のあり方について、今後必要に応じて検討してまいります。

- ③当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、世間水準及び従業員給与との均衡を考慮して、役員の役職位、経営能力、功績などを考慮し基本報酬を定めることを確認しているため、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人数	報酬等の額	摘 要
取締役	9名	178,895千円	うち社外取締役 2名 4,050千円
監査役	3名	13,200千円	うち社外監査役 2名 3,600千円
合 計	12名	192,095千円	

(注) 1. 2000年1月18日開催の定時株主総会決議に基づく取締役及び監査役の報酬限度額（使用人給与分含まず）は、次のとおりです。

取締役年額 500,000千円、監査役年額 30,000千円

当該定時株主総会の決議時点の取締役の員数は10名（社外取締役3名）、監査役の員数は3名（社外監査役2名）であります。

2. 期末現在、無報酬の社外取締役が2名おります。上記の取締役及び監査役の支給人員には、第37回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
3. ストックオプションによる報酬額について、記載すべき事項はありません。



(5) 社外役員に関する事項

①取締役

氏名	重要な兼職の状況及び当社との関係	当事業年度における主な活動状況	子から年員受酬額 の 社 事 の し た の 当 会 当 度 と け 等
梅谷 知宏	<p>(ア) 重要な兼職</p> <p>カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社 GLOBAL business company カンパニー社長 株式会社MPD取締役</p> <p>(イ) 当社との関係</p> <p>梅谷知宏氏は、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社 GLOBAL business company カンパニー社長を兼任しており、同社は当社の主要株主かつ主要な取引先であり、会社法施行規則第2条第3項第19号に定める特定関係事業者に該当いたします。また、当社との間で引受契約を締結しており、当該契約に基づきB種優先株式6,000株を保有しております。</p>	<p>(ア) 取締役会への出席状況及び発言状況</p> <p>10回中9回出席した他、主にFC本部のカンパニー社長として、豊富な知識と経験等を当社の経営に活かして、適宜質問をし意見を述べております。</p> <p>(イ) 同氏の意見により変更された事業方針</p> <p>該当事項はありません。</p> <p>(ウ) 社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要</p> <p>多角的視点から取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するために必要かつ有益な発言を適宜行っております。</p>	<p>該当事項はありません。</p>

氏名	重要な兼職の状況及び当社との関係	当事業年度における主な活動状況	当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額
中村 崇	<p>(ア) 重要な兼職</p> <p>弁護士            弁護士法人中村・大城国際法律事務所代表弁護士</p> <p>(イ) 当社との関係</p> <p>該当事項はありません。</p>	<p>(ア) 取締役会への出席状況及び発言状況</p> <p>12回中12回出席した他、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行い、当社のコーポレート・ガバナンスの強化を図っております。</p> <p>(イ) 同氏の意見により変更された事業方針</p> <p>該当事項はありません。</p> <p>(ウ) 社外取締役役期待される役割に関して行った職務の概要</p> <p>弁護士としての専門的見地から取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するために必要かつ有益な発言を適宜行っております。</p>	<p>該当事項はありません。</p>
間野 義之	<p>(ア) 重要な兼職</p> <p>早稲田大学スポーツ科学            学術院教授            早稲田大学スポーツビジネス            研究所所長            大阪成蹊大学スポーツ            イノベーション研究所            上席研究員</p> <p>(イ) 当社との関係</p> <p>該当事項はありません。</p>	<p>(ア) 取締役会への出席状況及び発言状況</p> <p>10回中10回出席した他、大学教授として高い見識と専門性、幅広い経験から適宜質問をし意見を述べ、ガバナンスの高度化を図っております。</p> <p>(イ) 同氏の意見により変更された事業方針</p> <p>該当事項はありません。</p> <p>(ウ) 社外取締役役期待される役割に関して行った職務の概要</p> <p>大学教授としての専門的見地から取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するために必要かつ有益な発言を適宜行っております。</p>	<p>該当事項はありません。</p>

(注) 取締役梅谷知宏氏及び間野義之氏は2022年1月14日開催の第37回定時株主総会において取締役役に選任されたため、就任後の開催回数を元に記載しております。

②監査役

氏名	重要な兼職の状況及び当社との関係	当事業年度における主な活動状況	子から年員受報酬のか業役て報の社社事のしたの当会年度とけ等
山田 剛志	<p>(ア) 重要な兼職</p> <p>弁護士 成城大学法学部教授 弁護士法人日新法律事務所 代表弁護士</p> <p>(イ) 当社との関係</p> <p>該当事項はありません。</p>	<p>(ア) 取締役会、監査役会への出席状況及び発言状況</p> <p>取締役会12回中11回、監査役会12回中12回出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行い、当社の監査体制の強化を図っております。</p> <p>(イ) 同氏の意見により変更された事業方針</p> <p>該当事項はありません。</p>	<p>該当事項はありません。</p>
西村 裕	<p>(ア) 重要な兼職</p> <p>公認会計士 税理士 総合会計事務所マネジメント・サポート代表 有限会社マネジメント・サポート代表取締役</p> <p>(イ) 当社との関係</p> <p>該当事項はありません。</p>	<p>(ア) 取締役会、監査役会への出席状況及び発言状況</p> <p>取締役会12回中12回、監査役会12回中12回出席し、主に公認会計士・税理士としての専門的見地からの発言を行い、当社の監査体制の強化を図っております。</p> <p>(イ) 同氏の意見により変更された事業方針</p> <p>該当事項はありません。</p>	<p>該当事項はありません。</p>

### 3. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

#### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の監査証明業務に係る報酬等の額

30,500千円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

31,500千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

#### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外である企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」等への対応に関する助言業務について対価を支払っております。

#### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、法令及び基準等が定める会計監査人の職務の遂行に関する状況等を総合的に勘案し、会社法第344条に基づいて再任又は不再任の決定を行います。会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断する場合には、監査役会は株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

#### (5) 会計監査人の報酬等について

監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由

当社監査役会は、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画における監査時間、配員計画、会計監査人の職務遂行状況、及び市況等を鑑みて報酬見積りの相当性などを確認し、必要な検証を行ったうえで、当期の会計監査人の報酬等の額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

### Ⅲ 会社の体制及び方針

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、上記体制について、取締役会において下記の事項を定めております。

#### 記

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制
  - ① 代表取締役社長が繰り返しその精神を取締役及び使用人に伝えることにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。
  - ② 管理部においてコンプライアンスに関する取り組みを全社横断的に統括することとし、同部を中心に取締役及び使用人の教育等を行い更なる徹底を図る。
  - ③ 当社の取締役及び使用人が法令定款違反その他コンプライアンスに関する行為を発見した場合は、直ちに監査役及び取締役会に報告する体制とする。報告を受けた監査役及び取締役会は内容を調査し、重大性に応じ再発防止策を策定し、全社に徹底するとともに人事処分を行う。
  - ④ 内部監査部署はコンプライアンスの状況を監査し取締役及び監査役に報告するものとする。
  - ⑤ 取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能として常時社外取締役が在籍するようにする。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ① 文書保存規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。
  - ② 取締役及び監査役は文書保存規程に基づき常時これら文書等を閲覧できるものとする。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ① 各担当部署業務に付随するリスクについては、それぞれの担当部署にてリスク管理を行うものとし、新たに生じたリスクについてはすみやかに責任者となる取締役を定めるものとする。
  - ② 組織横断的リスクの監視並びに対応は管理部が行うものとする。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ① 取締役会は取締役、使用人が共有する全社的な目標を定め浸透を図る。
  - ② 目標達成に向け業務担当取締役は各部門が実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を決定する。

- ③ 月次の業績はITを活用したシステムにより迅速にデータ化され担当取締役及び取締役会に報告する。
  - ④ 取締役会は定期的にその結果をレビューし担当取締役に目標未達の要因分析、改善策を報告させ審議する。
  - ⑤ ④の結果に基づき各担当取締役は権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を改善する。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社取締役並びに子会社の代表取締役社長は法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を有するものとし、必要に応じコンプライアンス並びにリスクマネジメント等の状況を取締役会、監査役会に報告するものとする。
  - ② 子会社に対し取締役として当社の取締役を派遣し、当該子会社取締役の職務執行を監視・監督する。
  - ③ 子会社の代表取締役社長は当社幹部会議、経営会議に出席し、事業内容の定期的な報告を行うとともに、重要な案件については事前協議を行うものとする。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役の職務を補助する組織を管理部とする。
  - ② 監査役は管理部所属の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。
  - ③ 監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、取締役、上司たる使用人の指揮命令を受けないものとする。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 取締役又は使用人は、当社又は当社グループ会社に著しい損害を及ぼす等重大な影響を及ぼす事項、取締役の職務遂行に関する不正な行為、法令、定款に違反する重大な事実等を発見した場合はすみやかに監査役に報告するものとする。
  - ② 監査役は取締役会のほか、幹部会議、経営会議等監査上重要と思われる会議に出席するとともに、業務執行に係る重要な文書を閲覧し取締役及び使用人に対し説明を求めることができるものとする。
- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役と代表取締役社長は監査の実効性を確保するために必要な相互の意思疎通を図るために定期的に会合を持ち意見交換することとしている。
  - ② 監査役は内部監査部署、管理部及び監査法人と相互に連携し監査の実効性確保を図るものとする。

## 2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の内部統制システムの整備を行い、取締役会において継続的に経営上の新たなリスクについて検討しております。それらにより、必要に応じて、社内の諸規程及び業務の見直しを実施し、内部統制システムの実効性を向上させております。

また、常勤監査役は、監査役監査の他、管理職者の面談や社内の重要な会議への出席等を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視できる体制を整備しております。内部監査室も内部監査の定期的な実施により、日々の業務が法令・定款、社内規程等に違反していないかを検証しております。

## 3. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

## 4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、会社法第459条第1項各号に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行う旨を定款に定めております。

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置付けており、財務面の健全性を維持しつつ、安定的な配当を継続していくことを会社の基本方針としております。

この基本方針に基づき、2022年12月16日開催の取締役会において、当期の期末配当金につきましては、1株につき3円00銭とすることを決議いたしました。

なお、中間期において、中間配当1株につき3円00銭を実施いたしておりますので、当期の年間配当金は1株につき6円00銭となります。

また、A種優先株式及びB種優先株式については、定款の定めに従って、優先配当いたします。

- 
- (注) 1. 本事業報告に記載されている売上高等の数字には消費税等は含まれておりません。  
2. 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2022年10月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>9,872,388</b>	<b>流動負債</b>	<b>8,836,380</b>
現金及び預金	1,583,608	買掛金	2,661,882
売掛金	425,692	短期借入金	4,400,000
商品	7,311,580	1年内返済予定の長期借入金	701,668
その他の	551,911	リース債務	354,160
貸倒引当金	△404	未払法人税等	61,448
<b>固定資産</b>	<b>8,305,650</b>	賞与引当金	36,000
<b>有形固定資産</b>	<b>5,363,745</b>	未払金	398,578
建物及び構築物	1,514,210	その他	222,642
土地	1,423,759	<b>固定負債</b>	<b>5,939,706</b>
リース資産	2,336,764	長期借入金	2,367,441
その他	89,011	リース債務	3,069,392
<b>無形固定資産</b>	<b>43,768</b>	資産除去債務	194,874
借地権	25,900	長期前受収益	968
ソフトウェア	3,819	退職給付に係る負債	41,751
電話加入権	12,939	役員退職慰労引当金	62,941
無形リース資産	1,110	長期未払金	2,065
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,898,136</b>	長期預り敷金保証金	200,270
投資有価証券	125,430	<b>負債合計</b>	<b>14,776,087</b>
長期前払費用	180,827	<b>(純資産の部)</b>	
敷金及び保証金	2,552,163	<b>株主資本</b>	<b>3,379,305</b>
その他	39,715	資本金	2,007,370
		資本剰余金	1,909,428
		利益剰余金	△267,465
		自己株式	△270,027
		その他の包括利益累計額	△15,223
		その他有価証券評価差額金	△15,223
		新株予約権	8,249
		非支配株主持分	29,620
		<b>純資産合計</b>	<b>3,401,951</b>
<b>資産合計</b>	<b>18,178,038</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>18,178,038</b>



# 連結損益計算書

(自 2021年11月1日  
至 2022年10月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		20,905,558
売上原価		14,387,086
売上総利益		6,518,472
販売費及び一般管理費		6,673,256
営業損失		△154,784
営業外収益		
受取利息配当金	11,250	
雑収入	60,528	71,778
営業外費用		
支払利息	96,708	
雑損	7,744	104,452
経常損失		△187,458
特別利益		
固定資産売却益	52,129	
受取補償金	27,823	79,952
特別損失		
減損損失	89,086	
固定資産処分損失	17,889	
災害損失	25,830	132,806
税金等調整前当期純損失		△240,312
法人税、住民税及び事業税	31,256	31,256
当期純損失		△271,568
非支配株主に帰属する当期純利益		1,277
親会社株主に帰属する当期純損失		△272,846

## 連結株主資本等変動計算書

(自 2021年11月1日)  
(至 2022年10月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	2,007,370	4,403,141	△2,367,675	△270,027	3,772,807
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当	—	△120,656	—	—	△120,656
欠 損 填 補	—	△2,373,057	2,373,057	—	—
親会社株主に帰属する当期純損失	—	—	△272,846	—	△272,846
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額（純額）	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	—	△2,493,713	2,100,210	—	△393,502
当連結会計年度末残高	2,007,370	1,909,428	△267,465	△270,027	3,379,305

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計			
当連結会計年度期首残高	△249	△249	8,249	28,342	3,809,150
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	△120,656
欠 損 填 補	—	—	—	—	—
親会社株主に帰属する当期純損失	—	—	—	—	△272,846
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額（純額）	△14,973	△14,973	—	1,277	△13,696
連結会計年度中の変動額合計	△14,973	△14,973	—	1,277	△407,198
当連結会計年度末残高	△15,223	△15,223	8,249	29,620	3,401,951

# 貸借対照表

(2022年10月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>9,736,232</b>	<b>流動負債</b>	<b>8,764,339</b>
現金及び預金	1,507,599	買掛金	2,659,728
売掛金	356,347	短期借入金	4,400,000
商品	7,302,514	1年内返済予定の長期借入金	700,453
前払費用	263,124	リース債務	354,160
未収入金	193,958	未払金	386,563
その他の金	113,087	未払費用	19,500
貸倒引当金	△400	未払法人税等	59,308
<b>固定資産</b>	<b>8,328,272</b>	未払消費税等	30,943
<b>有形固定資産</b>	<b>5,317,211</b>	預り金	43,530
建物	1,318,866	前受収益	65,931
構築物	194,246	賞与引当金	36,000
車輛運搬具	9,442	設備未払金	8,219
工具、器具及び備品	76,268	<b>固定負債</b>	<b>5,939,680</b>
土地	1,423,759	長期借入金	2,283,656
リース資産	2,294,628	リース債務	3,069,392
<b>無形固定資産</b>	<b>43,280</b>	資産除去債務	194,874
借地権	25,900	長期前受収益	968
ソフトウェア	3,576	退職給付引当金	41,751
電話加入権	12,693	役員退職慰労引当金	62,941
無形リース資産	1,110	関係会社事業損失引当金	79,259
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,967,781</b>	長期未払金	2,065
投資有価証券	125,430	長期預り敷金保証金	204,770
関係会社株	81,750	<b>負債合計</b>	<b>14,704,020</b>
出資	100	<b>(純資産の部)</b>	
長期前払費用	180,827	株主資本	3,367,459
敷金及び保証金	2,540,078	資本金	2,007,370
その他の	39,595	資本剰余金	1,909,978
		資本準備金	12,065
		その他資本剰余金	1,897,912
		利益剰余金	△279,861
		利益準備金	9,160
		その他利益剰余金	△289,021
		繰越利益剰余金	△289,021
		自己株式	△270,027
		評価・換算差額等	△15,223
		その他有価証券評価差額金	△15,223
		新株予約権	8,249
		<b>純資産合計</b>	<b>3,360,484</b>
<b>資産合計</b>	<b>18,064,504</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>18,064,504</b>

# 損 益 計 算 書

(自 2021年11月1日  
至 2022年10月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		20,467,152
売 上 原 価		14,279,800
売 上 総 利 益		6,187,352
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,415,565
営 業 損 失		△228,212
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 配 当 金	11,249	
受 取 地 代 家 賃	57,959	
債 務 保 証 損 失 引 当 金 戻 入 益	41,000	
雑 収 入	59,094	169,302
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	96,015	
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 繰 入 額	36,337	
雑 損 失	7,744	140,097
経 常 損 失		△199,007
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	52,129	
受 取 補 償 金	27,823	79,952
特 別 損 失		
減 損 損 失	89,086	
固 定 資 産 処 分 損 失	17,889	
災 害 損 失	25,830	132,806
税 引 前 当 期 純 損 失		△251,861
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	28,000	28,000
当 期 純 損 失		△279,861

# 株主資本等変動計算書

(自 2021年11月1日)  
(至 2022年10月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	2,007,370	—	4,403,691	4,403,691
当 期 変 動 額				
剰余金の配当	—	—	△120,656	△120,656
剰余金の配当に伴う資本準備金の積立て	—	12,065	△12,065	—
欠 損 填 補	—	—	△2,373,057	△2,373,057
当 期 純 損 失	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	12,065	△2,505,778	△2,493,713
当 期 末 残 高	2,007,370	12,065	1,897,912	1,909,978

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	9,160	△2,382,217	△2,373,057	△270,027	3,767,976
当 期 変 動 額					
剰余金の配当	—	—	—	—	△120,656
剰余金の配当に伴う資本準備金の積立て	—	—	—	—	—
欠 損 填 補	—	2,373,057	2,373,057	—	—
当 期 純 損 失	—	△279,861	△279,861	—	△279,861
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	2,093,195	2,093,195	—	△400,517
当 期 末 残 高	9,160	△289,021	△279,861	△270,027	3,367,459

(単位：千円)

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△249	△249	8,249	3,775,976
当期変動額				
剰余金の配当	—	—	—	△120,656
剰余金の配当に伴う資本準備金の積立	—	—	—	—
欠損填補	—	—	—	—
当期純損失	—	—	—	△279,861
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)	△14,973	△14,973	—	△14,973
当期変動額合計	△14,973	△14,973	—	△415,491
当期末残高	△15,223	△15,223	8,249	3,360,484

## 独立監査人の監査報告書

2022年12月15日

株式会社 トップカルチャー  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

新潟事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石尾 雅 樹

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 齋藤 康 宏

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社トップカルチャーの2021年11月1日から2022年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トップカルチャー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。



## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年12月15日

株式会社トップカルチャー  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

新潟事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石尾 雅樹

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 齋藤 康宏

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トップカルチャーの2021年11月1日から2022年10月31日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年11月1日から2022年10月31日までの第38期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人 トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人 トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年12月15日

株式会社トップカルチャー 監査役会

常勤監査役 遠海 武則 ㊟

社外監査役 山田 剛志 ㊟

社外監査役 西村 裕 ㊟

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、経過措置等に関する附則を設けるものであります。



2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第13条 (条文省略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>第1条～第13条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>第15条～第39条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第15条～第39条 (現行どおり)</p> <p>(附則)</p> <p>1. 2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</p> <p>2. 本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

**第2号議案 取締役8名選任の件**

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いするものです。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号	しみず だいすけ 清水 大輔 <再任>	
	1	生年月日
	所有する当社株式の数	294,900株
	取締役会への出席状況	100%（12回中12回）
<p><b>【取締役候補者の選任理由】</b>                      当社入社以前も含め、事業計画の立案や経営分析に豊富な経験と知見を有することから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。</p> <p><b>【略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況】</b></p> 2008年9月 慶應義塾大学 総合政策学部 卒業 2009年4月 楽天株式会社 入社 経営企画室 2018年8月 Hult International Business School（ボストン）卒業 MBA取得 2018年10月 株式会社メディアドゥ 入社 経営企画室 2019年11月 当社入社 経営企画室 2020年1月 当社 取締役経営企画室長 2021年1月 当社 代表取締役社長COO兼営業本部長（現任） 2021年7月 株式会社D a I 代表取締役社長（現任） 2022年1月 株式会社ワールグスタッフサービス 取締役（現任）		

候補者番号  2	しみず ひでお 清水 秀雄	<再任>
	生年月日	1954年1月12日生
	所有する当社株式の数	684,500株
	取締役会への出席状況	100% (12回中12回)
<p><b>【取締役候補者の選任理由】</b>          当社の創業者であり、創業以来今日まで一貫して当社の経営を主導してきた豊富な経験と知見を有することから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。</p> <p><b>【略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況】</b></p>		
1986年12月	当社設立、代表取締役社長	
2015年5月	株式会社TSUTAYA（現 カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社）社外取締役	
2017年1月	株式会社トップブックス 取締役（現任）	
2017年1月	株式会社グランセナフットボールクラブ 取締役（現任）	
2019年3月	株式会社ワールスタッフサービス 代表取締役社長兼CEO（現任）	
2021年1月	当社 代表取締役会長CEO（現任）	

候補者番号  3	よしだ しょういち 吉田 勝一	<再任>
	生年月日	1972年3月24日生
	所有する当社株式の数	3,600株
	取締役会への出席状況	100% (12回中12回)
<p><b>【取締役候補者の選任理由】</b> 当社入社以前も含め、財務経理部門において豊富な経験と知見を有することから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。</p> <p><b>【略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況】</b></p> <p>2009年8月 当社入社 経理部経理課長  2010年10月 当社 管理部経理課長  2013年1月 当社 取締役管理部経理担当  2019年1月 株式会社グランセナフットボールクラブ 取締役（現任）  2021年1月 当社 取締役財務部長CFO兼管理部長（現任）  2021年1月 株式会社ワールスタッフサービス 取締役</p>		
候補者番号  4	あべ ともゆき 阿部 智幸	<再任>
	生年月日	1982年3月13日生
	所有する当社株式の数	2,400株
	取締役会への出席状況	100% (12回中12回)
<p><b>【取締役候補者の選任理由】</b> 営業本部運営担当部長及び商品担当責任者として、商品施策や店舗の運営に関して豊富な経験と知見を有することから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。</p> <p><b>【略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況】</b></p> <p>2005年4月 当社入社  2014年11月 当社 営業本部商品担当次長  2017年1月 株式会社トップブックス 代表取締役社長（現任）  2018年8月 当社 営業本部運営担当部長  2020年1月 当社 取締役営業本部運営担当部長（現任）</p>		

候補者番号  5	さきがわ な お 笹川 菜 央	<再任>
	生年月日	1977年5月12日生
	所有する当社株式の数	11,500株
	取締役会への出席状況	100% (12回中12回)
<p><b>【取締役候補者の選任理由】</b>  人事部門の責任者として、人材育成などにおいて豊富な経験と知見を有することから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。</p> <p><b>【略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況】</b></p>		
2000年4月	当社入社	
2011年11月	当社 内部監査室長	
2013年1月	株式会社トップブックス 監査役（現任）	
2015年1月	当社 人事部長	
2016年6月	株式会社ワーグルスタッフサービス 代表取締役社長	
2020年1月	当社 執行役員人事部長	
2021年1月	当社 取締役人事部長（現任）	
2022年1月	株式会社ワーグルスタッフサービス 取締役（現任）	

候補者番号  6	えんかい たけのり 遠海武則	<新任>
	生年月日	1968年6月23日生
	所有する当社株式の数	9,100株
	取締役会への出席状況	100% (12回中12回)
<p><b>【取締役候補者の選任理由】</b>  2008年1月から当社取締役に就任、併せて財務経理・管理部門の責任者として豊富な知識・経験を有することから、2021年1月から当社監査役に就任、これらの専門性、経験、見識を活かし、改めて取締役として選任をお願いするものです。</p> <p><b>【略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況】</b></p>		
1999年7月	当社入社	
2003年1月	当社 執行役員経理課長	
2005年3月	当社 執行役員経理部長	
2008年1月	当社 取締役経理部長	
2010年11月	当社 取締役管理部長	
2021年1月	当社 監査役(現任)	
2021年1月	株式会社グランセナフットボールクラブ 監査役(現任)	
2021年1月	株式会社ワーグルスタッフサービス 監査役(現任)	

候補者番号  7	<small>なかむら</small> 中 村 <small>たかし</small> 崇	<再任> <社外取締役候補者> <独立役員候補者>
	生年月日 所有する当社株式の数 取締役会への出席状況	1976年8月26日生 一 株 100% (12回中12回)
<b>【社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割】</b> 弁護士としての豊富な知識・経験から当社の経営全般に助言を頂戴し、コーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって、6年となります。		
<b>【略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況】</b> 2000年3月 一橋大学 法学部 卒業 2004年10月 弁護士登録 2010年7月 弁護士法人中村・大城国際法律事務所開設、代表弁護士（現任） 2013年4月 新潟大学法科大学院客員教授 2017年1月 当社 取締役（現任）		

候補者番号  8	ま の よ し ゆ き 間 野 義 之	<再任> <社外取締役候補者> <独立役員候補者>
	生年月日	1963年12月2日生
	所有する当社株式の数	一株
	取締役会への出席状況	100% (10回中10回)
<p><b>【社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割】</b>          大学教授として高い見識と専門性、幅広い経験を有することから、今後のガバナンスの高度化への対応に寄与していただきたいため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって、1年となります。</p> <p><b>【略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況】</b></p> 1986年3月 横浜国立大学教育学部卒業 1988年3月 同大学 大学院教育学研究科修士課程修了 1991年3月 東京大学大学院教育学研究科修士課程修了 1991年4月 株式会社三菱総合研究所入社 2002年4月 早稲田大学人間科学部助教授 2003年4月 同大学 スポーツ科学部助教授 2007年9月 Sheffield Hallam University, Sport Industry Research Centre Visiting Fellow 2009年4月 早稲田大学 スポーツ科学学術院教授（現任） 2015年4月 同大学 スポーツビジネス研究所所長（現任） 2018年4月 東京大学大学院工学研究科非常勤講師 2021年9月 びわこ成蹊スポーツ大学客員研究員 2022年1月 当社 取締役（現任） 2022年6月 大阪成蹊大学スポーツイノベーション研究所上席研究員（現任）		

- (注) 1. 取締役候補者の所有する当社株式の数は、2022年10月31日現在のものです。  
 2. 候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。  
 3. 社外取締役候補者に関する記載事項  
 (1) 社外取締役の独立性について  
 ① 中村崇氏及び間野義之氏は、過去に当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員になったことはありません。



- ② いずれの社外取締役候補者も、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また、過去2年間に受けていたこともありません。
  - ③ いずれの社外取締役候補者も、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
  - ④ いずれの社外取締役候補者も、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割又は事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
  - ⑤ 中村崇氏及び間野義之氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届出ております。
- (2) 社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断する理由について
    - ① 中村崇氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として豊富な知識と経験を活かし、社外取締役としての責務を全うされました。再任された場合には、引き続き職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
    - ② 間野義之氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、長年にわたり大学の教授を務められた経験を持ち、高い見識と専門性、幅広い経験等を活かし、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
  - (3) 当社の社外取締役が最後に選任された後在任中に、当社において不当な業務執行が行われた事実並びにその事実の発生予防及び発生後の対応について  
該当事項はありません。
  - (4) 社外取締役候補者が過去5年間に他の株式会社の役員に就任していた場合において、その在任中に当該他の株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実並びに当該候補者がその事実の発生予防及び発生後の対応として行った行為について  
該当事項はありません。
  - (5) 社外取締役との責任限定契約について  
当社は、社外取締役候補者中村崇氏及び間野義之氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額です。
4. 役員等賠償責任保険契約について  
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告15頁に記載のとおりであります。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
  5. 各候補者が所有する当社の株式は、全て普通株式であります。
  6. 取締役候補者遠海武則氏の取締役会への出席状況につきましては、監査役としての出席によるものであります。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役遠海武則氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役1名の選任をお願いするものです。

なお、伊藤正義氏は遠海武則氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任された監査役の任期の満了すべき時までとなります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりです。

いとう まさよし 伊藤正義		<新任>
生年月日	1956年5月26日生	
所有する当社株式の数	25,400株	
取締役会への出席状況	－%（－）	
監査役会への出席状況	－%（－）	
<b>【監査役候補者の選任理由】</b>		
内部監査の担当者として、法務・会計・業務等の監査をしていた経験と知見を有することから、新たに監査役として選任をお願いするものです。		
<b>【略歴、地位及び重要な兼職の状況】</b>		
1986年12月	当社入社	
1998年3月	当社 長野地区統括店長	
1999年1月	当社 取締役長野地区統括店長	
2004年6月	当社 取締役統括店長	
2005年11月	当社 取締役商品企画部長	
2011年1月	当社 執行役員営業本部ストアオペレーション部長	
2018年8月	当社 内部監査室長（現任）	

(注) 1. 監査役候補者の所有する当社株式の数は、2022年10月31日現在のものです。

2. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3. 役員等賠償責任保険契約について

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告15頁に記載のとおりであります。

取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

4. 監査役候補者が所有する当社の株式は、全て普通株式であります。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものです。

なお、選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により選任を取消することができるものといたしたく存じます。本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は次のとおりです。

とくもと よしひこ 徳 本 好 彦	<補欠の社外監査役候補者> <補欠の独立役員候補者>
生年月日	1968年8月10日生
所有する当社株式の数	一株
<b>【補欠の社外監査役候補者の選任理由】</b> 同氏が企業法務に精通しており、培われた専門的な知識・経験を当社の監査体制に活かしていただくとともに、コーポレート・ガバナンスの一層の充実のため、補欠社外監査役として選任をお願いするものです。同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役に就任された場合には、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。	
<b>【略歴、地位及び重要な兼職の状況】</b>	
1996年12月	司法書士登録
2000年4月	司法書士永野合同事務所 副所長
2003年4月	日本リーガル司法書士法人 社員
2004年3月	簡裁訴訟代理権認定資格取得
2007年4月	日本リーガル司法書士法人 所長代表社員（現任）
2014年4月	行政書士登録
2019年3月	土地家屋調査士登録

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者は、社外監査役の補欠として選任するものです。就任した場合、東京証券取引所に独立役員として届け出る予定です。
3. 補欠の社外監査役候補者に関する記載事項
- (1) 社外監査役の独立性について
- ① 徳本好彦氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また、過去2年間に受けていたこともありません。
- ② 徳本好彦氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。

- ③ 徳本好彦氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割又は事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
- (2) 社外監査役との責任限定契約について  
徳本好彦氏が社外監査役に就任された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。
- (3) 役員等賠償責任保険契約について  
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告15頁に記載のとおりであります。徳本好彦氏が社外監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

## 第5号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

また、監査役会が太陽有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、会計監査人として必要とされる専門能力、独立性、職業倫理、品質管理体制、監査費用等について総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任と判断したものであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2022年9月30日現在)

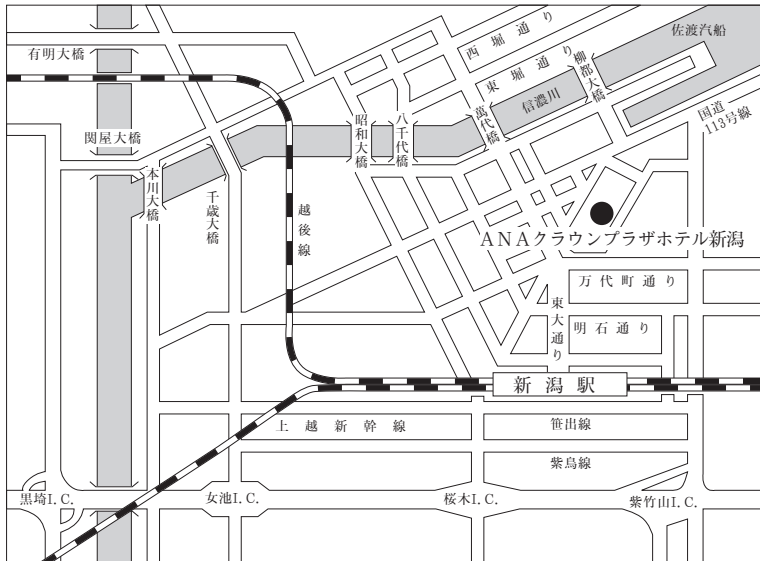
名 称	太陽有限責任監査法人		
主たる事務所の所在地	東京都港区元赤坂1-2-7 赤坂Kタワー22階		
沿 革	1971年9月	太陽監査法人 設立	
	1994年10月	グラントソントン インターナショナル加盟	
	2006年1月	太陽監査法人とASG監査法人が合併し太陽ASG監査法人となる	
	2008年7月	有限責任組織形態に移行太陽ASG有限責任監査法人となる	
	2012年7月	永昌監査法人と合併	
	2013年10月	霞が関監査法人と合併	
	2014年10月	太陽有限責任監査法人に社名変更	
	2018年7月	優成監査法人と合併	
概 要	構成人員	代表社員・社員	89名
		特定社員	4名
		公認会計士	298名
		公認会計士試験合格者等	234名
		その他専門職	185名
		事務職員	95名
		契約職員	204名
		合計	1,109名
	監査関与会社	1,078社	

以 上



# 株主総会会場ご案内略図

会 場 新潟県新潟市中央区万代5丁目11番20号  
ANAクラウンプラザホテル新潟  
3階「飛翔の間」  
電話 (025) 245-3334



(会場への交通機関)

- JRをご利用の場合：「新潟駅」万代口より徒歩約8分
- バスをご利用の場合：「バスセンター前」停留所より徒歩約2分
- お車の場合：新潟バイパス「紫竹山インター」より約10分

(お願い)

駐車場が手狭のため、ご不便をおかけする場合がございます。お車でのご来場は、なるべくご遠慮くださいますようお願い申し上げます。